

里耶秦簡 8-739+8-42+8-55 綴合

土口史記

『里耶秦簡（壹）』に次の残簡を収める。

☐敢言之，令令史 8-739

☐ 饒手。8-739（背）¹

人名「饒」はまた次の簡にも見える。

☐事志一牒。有不定者，謁令饒定。敢☐8-42+8-55

8-42 と 8-55 の綴合については『里耶秦簡（壹）』所収の「簡牘綴合表」が既に指摘している²。以上の簡は筆跡が酷似しており、8-739に「饒手」とあるため、抄写した人物は饒ということになる。同時に、これらは左右方向に綴合することが可能である。とりわけ8-739の左下部には、8-55「敢」字の末筆が残存していることが確認できる。

綴合後の釈文は次のようになる。

☐敢言之。令令史 I

☐事志一牒。有不定者，謁令饒定，敢 II 8-739+8-42+8-55

☐饒手。8-739+8-42+8-55（背）

さらに類似の文書を参照すれば、残欠部分の文字をも復元することができる。まず「謁令某定」が文書用語として里耶秦簡に散見する。

☐【年九月□□朔□□遷陵丞□】☐

☐志四牒。有不定者，謁令【饒定。敢告主】。8-602+8-1717+8-1892+8-1922

廿九年九月壬辰朔辛亥，遷陵丞昌敢言之：令令史感上 I

水火敗亡者課一牒。有不定者，謁令感定。敢言之。 II 8-1511

已 I

九月辛亥水下九刻，感行。

感手。 II 8-1511（背）

これらは遷陵県丞が令史を上級機関（洞庭郡府と推定される）に派遣して文書を提出する場合の送り状である。その書式は次のようになる。

年月日+遷陵丞某敢言之：令令史某上某幾牒。有不定者，謁令某定。敢言之。

これに基づけば、8-739+8-42+8-55 正面の残欠部分の文字は次のように復元できる。

○年○月○○朔○○，遷陵丞○敢言之。令令史 I

饒上……事志一牒。有不定者，謁令饒定，敢 II 8-739+8-42+8-55

このように綴合後の文意にも問題はなく、綴合の正確性が傍証されるであろう。

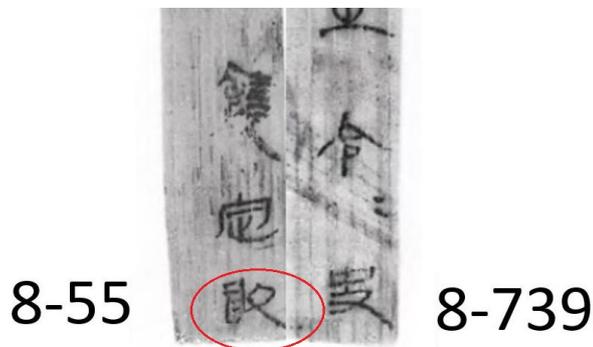
復元案一行目の年・月の前の数字は、二字（「十一」など）となる可能性がある。また「遷陵丞○」部分は、「遷陵○」のように直接人名を続ける可能性（遷陵県令を示す）や、「遷陵守丞○」のような守官であった可能性もある。これらを考慮すれば、正面一行目には最少で18字、最多で22字（重文符号を含む）が記されていたと考えられる³。

二行目の「事志一牒」は文書名として不完全であるが、類似の文例がないために「事志一牒」の前にいかなる文字があったのかは不明である。一行目の文字数から推測するに、「事志一牒」の前に入りうるのは3-7字となるであろう。

もとの簡には上掲の復元案に続いてさらに「言之」の文字が存在したはずであるが、残されたスペースから見て、第三行が存在したと想定することは困難であろう。したがって「言之」の文字はもともと背面に記されていたと考えられる。



綴合案



下部拡大

附記：本稿の内容は京都大学人文科学研究所「秦代出土文字史料の研究」研究班の討論結果を含む。研究班のメンバーは次の通り。伊藤瞳、郭聰敏、古勝隆一、齋藤賢、佐藤達郎、蔣曉亮、角谷常子、鷹取祐司、陳捷、土口史記、畑野吉則、藤井律之、宮宅潔、宗周太郎、目黒杏子、安永知晃、路方鶴。また本研究は JSPS 科研費 26770242 の支援を受けている。

(2017 年 9 月 27 日 受理)

原載（中文版）：武漢大学簡帛研究中心・簡帛網

http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2886

¹ 本稿で引用した里耶秦簡の釈文は、陳偉主編『里耶秦簡牘校釋（第1卷）』武昌、武漢大學出版社、2012年を参照。簡牘の写真図版は湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡（壹）』北京、文物出版社、2012年に拠る。

² 湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡（壹）』、111頁。

³ 文字数の復元に関しては武漢大学・陳偉氏より助言を賜った。ここに記して感謝申し上げます。